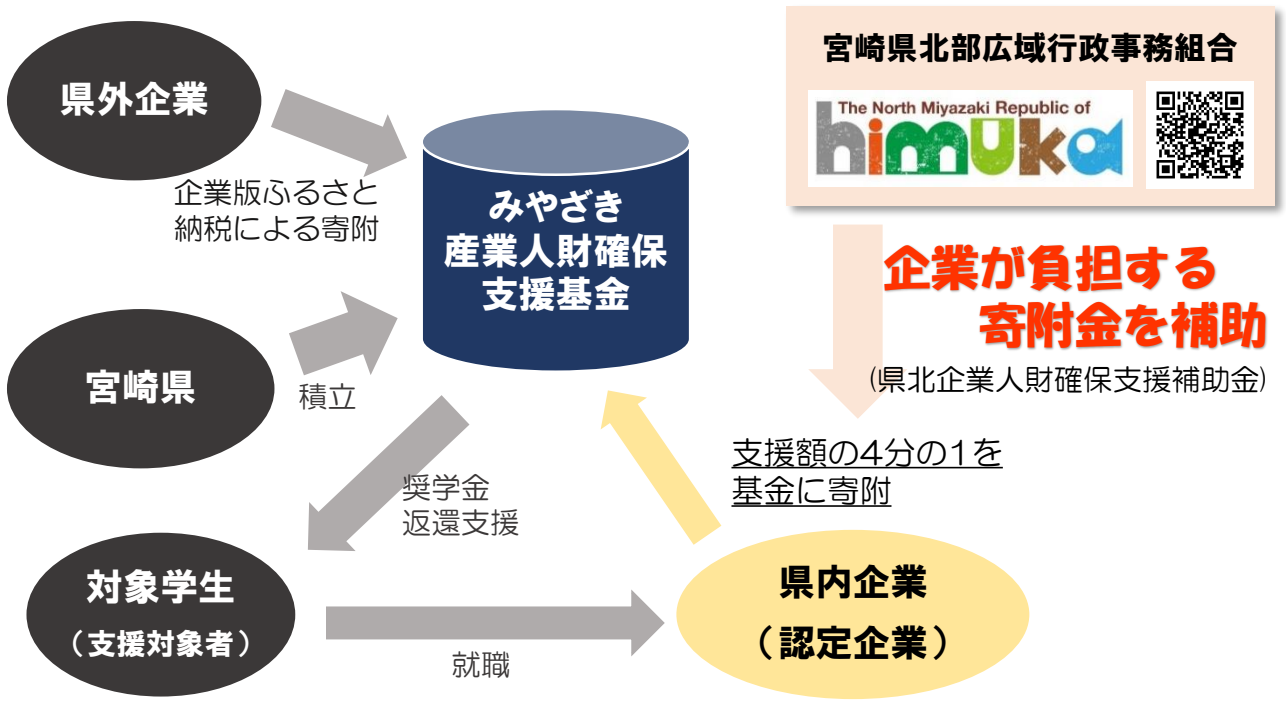


宮崎県 ひなた創生のための奨学金返還支援事業 に賛同し、

# 奨学金の返還支援を行う 企業をサポートします！

■宮崎県 ひなた創生のための奨学金返還支援事業イメージ（一部抜粋）



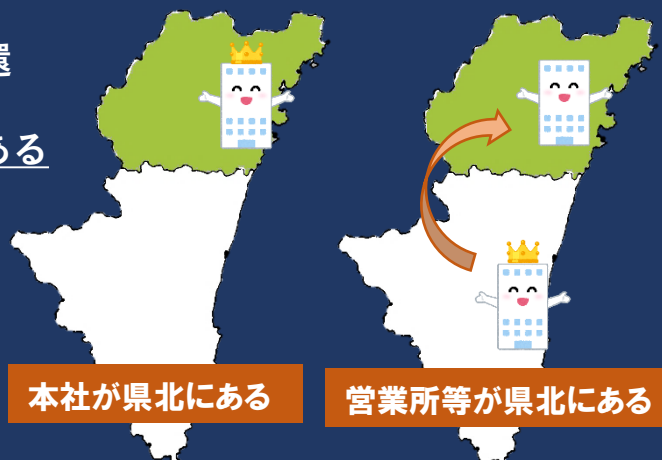
宮崎県北部広域行政事務組合では、今年度、宮崎県の「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」の認定を受けた県内企業（認定企業）が、みやざき産業人財確保支援基金に寄附する費用を補助します。

企業が負担する寄附金に対して支援を行うとともに、県事業の周知を行うことで、対象学生（支援対象者）を受け入れる県内企業（認定企業）の拡大を図ります。

※宮崎県「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」の認定企業であり、宮崎県北部地域に本社又は営業所等がある企業等が対象となります。

宮崎県北部地域

- ・延岡市
- ・日向市
- ・門川町
- ・諸塚村
- ・椎葉村
- ・美郷町
- ・高千穂町
- ・日之影町
- ・五ヶ瀬町



本社が県北にある

営業所等が県北にある

## ≫宮崎県「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」について

対象学生に対して、貸与を受けた奨学金の要返還額の1/2を上限に、認定企業に就職した1年目、3年目、5年目に次の表のとおり給付します。  
認定企業は、このうち1/4の額を基金に寄附金として納める必要があります。

	給付率	給付限度額（円）			
		1年経過時点	3年経過時点	5年経過時点	計
大学院・6年制大学	1/2以内	450,000	450,000	600,000	1,500,000
4年制大学	1/2以内	300,000	300,000	400,000	1,000,000
短大・高専・専修学校専門課程	1/2以内	150,000	150,000	200,000	500,000

支援例) 4年制大学を卒業した対象学生に対し100万円の返還支援を行う場合

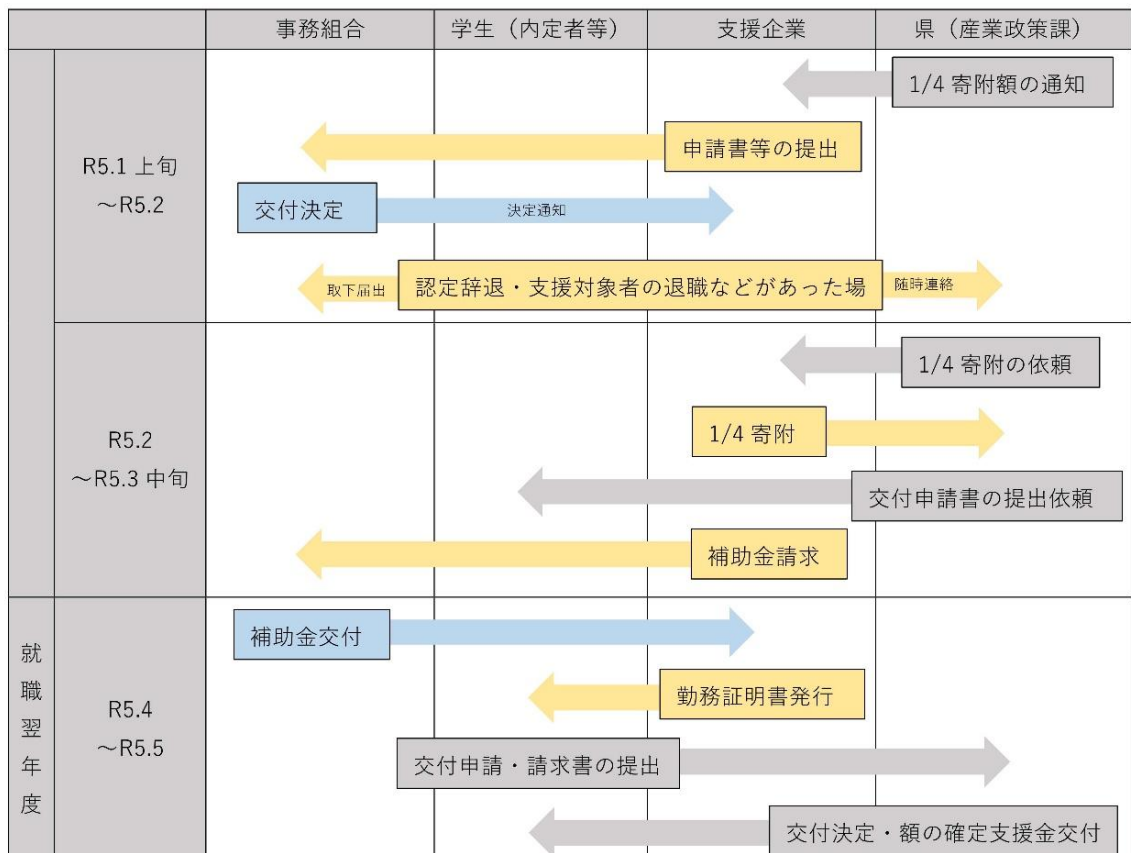
1年経過時：30万円（うち認定企業負担分 7.5万円）  
 3年経過時：30万円（うち認定企業負担分 7.5万円）  
 5年経過時：40万円（うち認定企業負担分 10万円）

合計：100万円（うち認定企業負担分 25万円）

## ≫県北企業人財確保支援補助金について

当該年度における、認定企業負担分を事務組合予算の範囲内で補助します。

補助金活用の流れ（R4年度版）



県北企業人財確保支援補助金は令和5年度も実施を予定しています。  
 貴社も宮崎県「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」に賛同し、  
 若者の奨学金返還を支援しませんか？